

参考

環境大臣

中川 雅治 様

長泥地区の環境再生・復興に向けた
要望書

平成29年11月20日

福島県相馬郡飯舘村長

菅 野 典 雄

あの忌わしい原発事故から早くも6年半以上が経過し、去る3月31日に「帰還困難区域」を除き避難指示が解除された。

しかしながら、村内唯一の「帰還困難区域」である長泥地区については、一部では特定復興再生拠点として、環境回復に向けた検討が進みつつあるものの、その他の大部分については、引き続き、環境再生・復興の目途が立たない状況である。

全村民がより安心して生活できる基盤づくりを速やかに実現することを目的に、飯舘村除染検証委員会からも、帰還困難区域における環境回復について国と協議すること、生活の妨げになりうる除染廃棄物の搬出を一層加速するよう国に強く要望すること等の提言を受けており、本村として、長泥地区の環境再生・復興は大きな課題であると認識している。

については、長泥地区の環境再生・復興に取り組むにあたって、直面する課題に対応するために次のとおり要望するので、実現に向けて特段のご配慮をお願いしたい。

記

1、長泥地区における環境再生について

長泥地区住民は、土地が荒廃していくことに対して強い不安を抱いており、特に農用地の維持管理と将来の活用再開を強く願っている。

また、同地区の農用地は小規模な田畑が大部分を占め、細分化されているため、現状のままで環境回復を行うことは非効率的であり、長期的な土地利用を見据えた環境再生を行うことが重要である。

一方、本村内の除去土壌の量は他の市町村と比べて多く、その除去土壌の多くが農地に仮置きされているため、農地として利用できない状況にあるが、これは村の基幹産業である農業の再生に大きな影響を与えており、農村である本村にとって、非常に大きな課題となっている。

については、長泥地区の環境再生および飯舘村全体の課題の同時解決を図るために、以下の実現について、国が主体的に取り組むとともに、必要な支援を行うこと。

- (1) 現在国において検討中の除去土壌の再生利用の知見を生かしつつ、村内の除去土壌の再生利用も含め、長泥地区の土地造成・集約化を通じた環境再生を行うこと
- (2) 環境再生後の長泥地区において、園芸作物や資源作物の栽培等による長期的な土地利用が可能になるよう、有効な支援を行うこと。